

## 地方卸売市場認定申請に係る必要書類チェックリスト

番号	チェック	提出書類	留意事項
<b>【開設者に関する書類】</b>			
1	<input type="checkbox"/>	認定申請書(県細則様式第1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請書に地方卸売市場認定申請手数料として11,000円分の愛知県証紙を貼付</li> <li>※許可を受けている地方卸売市場の開設者が行う申請は、<u>5,800円</u></li> <li>※許可を受けている地方卸売市場の開設者が行う申請は、認定申請書(県細則様式第1)の「<u>2 卸売市場の位置及び施設に関する事項</u>」、「<u>6 卸売市場の卸売業者に関する事項</u>」及び「<u>7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項</u>」の記載を省略することができる。</li> </ul>
2	<input type="checkbox"/>	業務規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務規程には、細則を委ねた規則(数量、金額等軽微な事項のみを委ねたものを除く。)を含む。</li> </ul>
3	<input type="checkbox"/>	業務規程の策定又は変更に関する意思の決定を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思の決定を証する書面とは、民設の場合は社内決裁(取締役会での決定等)、公設の場合は開設者の決裁(市長決裁等)</li> </ul>
4	<input type="checkbox"/>	定款	
5	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	
6	<input type="checkbox"/>	役員名簿及び役員の履歴書	
7	<input type="checkbox"/>	運営状況報告書(県細則様式第10)の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書</li> </ul>
8	<input type="checkbox"/>	法第14条において準用する法第5条第2号から第4号まで(欠格事由)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書の様式は任意</li> </ul>
9	<input type="checkbox"/>	直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が申請する場合は、法施行規則別記様式第1号5(1)に規定する収支の状況に準じて別紙で作成し、添付すること。ただし、開設者において、これらとは異なる様式により作成したときは、それをもって代えることができる。</li> </ul>
<p>※開設者が地方公共団体である場合は、1、2、3、7及び9に掲げる書類を提出すること。</p> <p>※許可を受けている地方卸売市場の開設者が行う申請は、4～6の書類の提出を省略することができる。</p>			

番号	チェック	提出書類	留意事項
<b>【卸売業者に関する書類】</b>			
10	<input type="checkbox"/>	定款	
11	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	
12	<input type="checkbox"/>	役員名簿	
13	<input type="checkbox"/>	事業報告書(県細則様式第9号)の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの	・卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業報告書
14	<input type="checkbox"/>	法施行規則別記様式第2号第2に規定する貸借対照表及び損益計算書	・卸売業者において異なる様式により作成したときは、それをもって代えることができる。
<p>※卸売業者が個人である場合にあっては、戸籍抄本又はこれに代わるもの、13及び14に掲げる書類を提出すること。</p> <p>※許可を受けている地方卸売市場の開設者が行う申請は、10～14の書類の提出を省略することができる。</p>			
<b>【その他】</b>			
15	<input type="checkbox"/>	卸売市場の施設の配置図	
16	<input type="checkbox"/>	法第13条第5項第4号イ(卸売業者による売買取引の方法)及びロ(取引参加者による決済の方法)に掲げる方法が公表されていることを証する書類	・公表されていることを証する書類とは、インターネットの場合は、公表のURLを、場内掲示板の場合は、その写真を添付すること。
17	<input type="checkbox"/>	法第13条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項(その他ルール)を定めるにあたって取引参加者の意見を聴いたことを証する書類	・取引参加者の意見を聴いたことを証する書類とは、議事録や議事概要等を添付すること。
18	<input type="checkbox"/>	法第13条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項(その他ルール)及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する書類	・公表されていることを証する書類とは、インターネットの場合は、公表のURLを、場内掲示板の場合は、その写真を添付すること。
<p>※許可を受けている地方卸売市場の開設者が行う申請は、15の書類の提出を省略することができる。</p>			